

## 電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」という。）は、二酸化炭素等の排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、鹿児島県内における充電設備の導入を促進するため、鹿児島県内において充電設備を導入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - ウ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - エ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
  - オ V2H充電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - カ 普通充電設備等 普通充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドをいう。
- (5) 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- (6) 公共用充電 移動先の目的地での滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。
- (7) 非公共用充電 電気自動車等の所有者の事務所、勤務先など、車両の保管場所で行

う充電をいう。

(8) 新規設置 充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいう。

(9) 追加設置 充電設備が既にある場所へ充電設備を増設することをいう。

(10) 入替設置 設置後 8 年以上が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、法人（国、地方公共団体、独立行政法人及び国又は地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超えるものを除く。）、法人格を有しないマンション管理組合及び集合住宅の所有者（全ての住居を同一の者が所有し、賃貸する場合に限る）である個人であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 鹿児島県税に未納がないこと。

(2) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして協会が定めること。

2 認可地縁団体にあっては、その管理する公民館等を災害時における避難場所として利用するために V 2 H 充電設備を設置する場合に限り補助の対象とする。

(補助対象設備)

第 4 条 補助金の交付対象となる充電設備は、鹿児島県内に設置されるものであり、かつ次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 公共用充電

ア 公共用充電のために、商業施設及び宿泊施設等の電気自動車等の普及に特に有効と認められる施設に急速充電設備、普通充電設備等又は V 2 H 充電設備を設置するものであること。

イ 急速充電設備にあっては、新規設置、追加設置又は入替設置であること。

ウ 普通充電設備等にあっては、新規設置又は追加設置であること。

エ 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定める **ク**リーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）業務実施細則（充電インフラ導入事業）別表 1－3「令和 3 年度補助対象充電設備型式一覧表」（以下「急速・普通充電設備一覧表」という。）に掲載されている型式であること。

(2) 非公共用充電

ア 非公共用充電のために、集合住宅に属する駐車場又は事務所・工場等に勤務する従業員若しくは事業者が利用する駐車場に普通充電設備等又は V 2 H 充電設備を設置するものであること。

イ 普通充電設備等にあっては、新規設置又は追加設置であること。

ウ 急速・普通充電設備一覧表又はセンターが定める令和 3 年度クリーンエネルギー

自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入補助事業）業務実施細則（車両等事業）別表1「銘柄ごとの補助金交付額」（以下「V2H充電設備一覧表」という。）に掲載されている型式であること。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助金の交付を受けようとする者の自社製品の調達分又は関係する者からの調達分が含まれている場合は、協会は補助金額の算定において別表第2に定めるところにより減額するものとする。
- 3 前項の規定に該当する場合、申請者は第7条の規定による補助金の交付の申請に併せてその旨を申告するものとする。
- 4 前項により申告した場合、申請者は第21条の規定による実績報告に併せてその旨を申し立てるものとする。

（補助金の交付の申請に当たって必要な要件）

第6条 第7条に規定する補助金の交付の申請は、次の各号に該当する場合に限りなされるものとする。

- (1) 一つの工事毎に行われていること。
- (2) 充電設備は鹿児島県内に設置されるものであること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。なお、借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。
- (4) 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
- (5) 申請に係る充電設備は、今後、新たに購入されるものであり、中古品（申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいう。）又は新古品（申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいう。）ではないこと。
- (6) 入替設置にあつては、既存充電設備が設置後8年以上経過していること。
- (7) 充電設備の発注及び設置工事の施工開始は補助金の交付の決定の通知後であること。ただし、第11条第3項の規定により協会が承認した場合はこの限りでない。
- (8) 補助対象経費の支払いは補助金の交付の決定の通知後であつて、またその支払方法は原則として金融機関振込みとすることに同意していること。
- (9) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、協会に申告すること。

- (10) 充電設備の設置及びその支払いが令和4年1月4日までに完了すること。
- (11) 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）を保有義務期間において保有できること。
- (12) 別表第3に定める事業毎の申請要件を満たしていること。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、協会に対し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 別表第4に定める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は令和3年10月29日（ただし、センター補助金の併給を申請する場合および急速充電設備にかかる補助金申請である場合は令和3年9月30日）とし、その提出部数は2部とする。

（補助金交付申請書の受理）

第8条 第7条の規定により補助金交付申請書等の提出があった場合、協会は当該申請書等の確認を行い、受理の可否を判断するものとする。所定の申請書及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受理し、申請書の相違等、協会が適正でないと認めたものは、受理しないこととするとともにその旨を申請者に補助金交付申請書通知書（別記第4様式）により通知するものとする。

2 前項において、補助金交付申請書等に協会が不備があると認めた場合は、協会が申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受理を留保することができるものとする。

3 前項にあつては、協会が指示する一定期間を超えても不備の是正がされない場合は受理しないこととし、その旨を申請者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、第12条の規定により変更申請書の提出があった場合及び第21条の規定により実績報告書の提出があった場合に準用する。

5 補助金交付申請書等は先着順に受理し、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えることが見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。

6 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があったときは、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えない範囲内で受理するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 協会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 協会は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

3 協会は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 充電設備の設置における安全面や法規面の適合性については、補助事業者が十分に確認し、補助事業者の責任の下に設置すること。
- (2) 第12条第2項各号に掲げる変更事由が生じたときは、同条の規定により協会の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協会に報告してその承認又は指示を受けること。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに協会に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 第29条第1項に規定する取得財産等は、同条第2項に定める期間保有しなければならないこと。
- (7) その他この要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第10条 協会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(事前着手)

第11条 補助の対象となる充電設備の発注及び支払い並びに設置工事の施工は、第10条に規定する補助金の交付の決定の通知後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により補助金の交付の決定の通知前に充電設備の発注又は設置工事の施工を行おうとする者は、補助金の交付の申請に併せて事前着手承認申請書（別記第6号様式）を協会に提出しなければならない。

3 協会は、前項の規定により申請があった場合において、事前着手がやむを得ないと認

めたときは、その承認をし、事前着手承認通知書（別記第 7 号様式）により速やかに申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第 12 条 補助事業者は、第 10 条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更事由が生じたときは、変更申請書（別記第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第 3 号様式）
- (3) 第 7 条第 1 項第 3 号に規定する書類のうち変更があったもの

2 前項の変更事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費で 20%を超える増減
- (2) 実施箇所若しくは充電設備の種類の変更又は設置基数の増減

3 協会は、第 1 項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金の交付の変更の決定を行うものとする。

4 前項の補助金の交付の変更の決定に当たっては、原則として減額のみ行い、増額は行わないものとする。

（変更承認の条件）

第 13 条 協会は、補助事業の内容等の変更の承認の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

（変更承認の通知）

第 14 条 協会は、補助事業の内容等の変更の承認の決定をしたときは、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第 9 号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は補助金変更交付決定通知書（別記第 10 号様式）により速やかに補助事業の内容等の変更の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 15 条 補助金の交付の申請をした者及び補助事業の内容等の変更の申請をした者は、第 10 条又は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付若しくは交付の変更の決定（以下「交付の決定」という。）の内容又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 14 日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第16条 協会は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 協会が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 協会は、第1項の処分をしたときは、速やかにその処分内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第17条 補助事業者は、法令及び条例（以下「法令等」という。）の定め及び補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第18条 協会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることがある。

- 2 前項の規定による報告は、実施状況等報告書（別記第11号様式）により協会の指定する期日までに行うものとする。

- 3 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ工事遅延・中止報告書（別記第12号様式）により協会に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

(補助事業の遂行等の命令)

第19条 協会は、補助事業が法令等の定め又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他協会の命令若しくは指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 協会は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。この場合において、協会は、当該補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を協会の指定する期日までに執らないときは、第25条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(補助対象経費の支払方法)

第20条 補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めないものとする。

(実績報告)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添えて協会に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 別表第5に定める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、原則として、充電設備の設置工事を完了した日又は補助対象経費の支払いが完了した日のいずれか遅い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日）から30日以内又は令和4年1月4日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

(補助金の額の確定等)

第22条 協会は、補助事業の完了又は廃止に係る前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付すべき補助金の額の確定において補助金額を変更する場合にあっては、原則として減額のみ行い、増額は行わないものとする。

(是正のための措置)

第23条 協会は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に対して命ずることがある。

2 第21条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第24条 第22条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第15号様式）に補助金の振込先口座の通帳に係る金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分の写しを添えて協会に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第25条 協会は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は協会の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第10条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第26条 協会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第27条 補助事業者は、第25条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

- 4 協会は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

（他の補助金の一時停止等）

第 28 条 協会は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することがある。

（取得財産等の管理等）

第 29 条 補助事業者は、補助金により取得した充電設備及び付帯設備等（以下「取得財産等」という。）を、充電設備の設置を完了した後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等については、充電設備の設置を完了した日から 5 年を経過する日まで保有しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内に取得財産等を保有しないこととなった場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第 16 号様式）により協会に申請するものとする。
- 4 協会は、補助事業者が第 2 項の規定に違反したと認めるときは、第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 5 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（別記第 17 号様式）を備え、管理するものとする。
- 6 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第30条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の取得財産等を、協会の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を協会に納付した場合又は充電設備の設置を完了した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定により承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書により協会に申請するものとする。

3 前条第6項の規定は、第1項の規定による承認をした場合について準用する。ただし、別表第6に掲げるものにあつては、適用しない。

4 第27条第3項から第5項までの規定は、前条第4項の規定により補助金の全部又は一部を返還する場合及び第1項の規定により補助金の全部に相当する金額を納付する場合について準用する。

(立入検査等)

第31条 協会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は協会職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第32条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(手続きの代行)

第33条 申請者は、第7条に規定する補助金の交付の申請、第12条に規定する補助事業の内容等の変更の申請、第21条に規定する実績報告に係る業務の手続きの一部の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、協会が認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限るものとする。

2 前項の規定により手続代行者に依頼したときは、手続代行者届出書（別記第18号様式）により協会に届け出るものとする。

3 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、手続きの代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

4 手続代行に係る費用は、補助対象経費として計上できないものとする。

- 5 手続代行者に依頼する場合であっても、補助金の交付に係る協会からの通知書等は全て申請者に送付するものとする。

(雑則)

第34条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和4年3月16日以降におけるこの要綱の適用に当たっては、「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

別表第 1

補助対象経費及び補助金額

(1) 国補助<sup>注1</sup>を併用する場合

| 補助対象経費   | 補 助 金 額 <sup>注2</sup>                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 充電設備の購入費 | 国補助の補助金額又は購入価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）から国補助の補助金額を減じた額のいずれか低い額以内 |

(2) 国補助<sup>注1</sup>を併用しない場合

| 補助対象経費                   | 補 助 金 額 <sup>注2</sup> |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 充電設備の購入費                 | 急速充電設備                | 購入価格に4分の3を乗じた額又は急速・普通充電設備一覧表に定める同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額のうち目的地に係るものに4分の6を乗じた額のいずれか低い額以内                                                                                                                                                                      |
|                          | 普通充電設備等               | 購入価格に4分の3を乗じた額又は急速・普通充電設備一覧表に定める同一の型式の充電設備に係る補助金交付上限額のうち基礎に係るものに4分の6を乗じた額のいずれか低い額以内                                                                                                                                                                       |
|                          | V2H充電設備               | 購入価格に4分の3を乗じた額又はV2H充電設備一覧表に定める同一の型式の充電設備に係る補助金交付額に4分の6を乗じた額のいずれか低い額以内                                                                                                                                                                                     |
| 充電設備の設置工事費 <sup>注3</sup> | 急速充電設備及び普通充電設備等       | センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）業務実施細則（充電インフラ導入事業）別表1-2「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」に定める事業の種類及び充電設備の種類並びに補助対象となる工事区分及び工事項目毎に補助金の交付の申請をした者又は補助事業者が申告する補助対象経費について協会が審査した額若しくは補助上限額のいずれか低い額を合計した額又は同表の「補助金交付上限額」欄に掲げる額のいずれか低い額に4分の3を乗じた額以内 <sup>注4</sup> |
|                          | V2H充電設備               | センターが定める令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入補助事業）業務実施細則（車両等事業）別表第7「V2H充放電設備設置工事の項目と補助金交付上限額」に定める補助対象となる費用項目毎に補助金の交付の申請をした者又は補助事業者が申告する補助対象経費について協会が審査した額若しくは項目ごと補助金交付上限額のいずれか低い額を合計した額又は同表の「1基設置の場合の補助金交付上限額」欄に掲げる額のいずれか低い額に4分の3を乗じた額以内 <sup>注4</sup>    |

注1 「国補助」とは、経済産業省が交付する令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金及び令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金並びに環境省が交付する令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をいう。

2 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

3 充電設備の設置工事費とは、充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用であり、その詳細項目については別に定める。

4 一つの工事で複数の充電設備を設置する場合の設置工事費の補助金額については、別に定める。

## 別表第2

### 利益等排除の方法

|                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 利益等排除の対象となる調達先                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                        |
| 補助金の申請者（リースの場合はそのリース契約の利用者を含む。以下、この表において同じ。）が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。<br>利益等排除の対象範囲には、親会社、子会社及び関連会社 <sup>注1</sup> が含まれる。<br>(1) 申請者自身<br>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業<br>(3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。） |                                                                                                        |
| 2 充電設備の利益等排除の方法                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
| 2-1 充電設備メーカーとの関係性を確認                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                        |
| (1) 申請者の自社調達の場合                                                                                                                                                                                                                            | 当該調達品の製造原価 <sup>注2</sup> をもって補助対象経費とする。                                                                |
| (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。 |
| (3) 申請者の関連会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。    |
| 2-2 充電設備販売会社との関係性を確認                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                        |
| (1) 申請者の自社調達の場合                                                                                                                                                                                                                            | 補助対象経費に計上できないものとする。                                                                                    |
| (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。                        |
| (3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。                          |
| 3 設置工事の利益等排除の方法                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
| (1) 申請者の自社調達の場合                                                                                                                                                                                                                            | 補助対象経費に計上できないものとする。                                                                                    |
| (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。                        |
| (3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合                                                                                                                                                                                                            | 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。                          |

注1 親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社をいう。  
子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社をいう。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%以下保有されている会社をいう。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。

注2 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出を行うものとする。

別表第 3

事業毎の申請要件

| 事業の内容                 | 申 請 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 | <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>② 充電設備の利用者を限定せず<sup>注</sup>、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等協会が特に認める料金の徴収は可とする。）</p> <p>③ 充電場所を示す案内板を当該施設の入口に設置すること。</p> <p>④ 原則、充電設備が新規に整備される場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であること。</p> <p>⑤ 設置する充電設備は、急速充電設備、普通充電設備等又はV 2 H充電設備であること。</p> |
| 集合住宅への充電設備設置事業        | <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 実施箇所が集合住宅であることを証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>② 充電設備の利用者は、当該集合住宅の居住者又は当該駐車場の契約者に限られること。</p> <p>③ 分譲済マンションの場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。</p> <p>④ 設置する充電設備は、普通充電設備等又はV 2 H充電設備であること。</p>                                                                                            |
| 事務所・工場等への充電設備設置事業     | <p>設置する充電設備は、普通充電設備等又はV 2 H充電設備であること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            |

注 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とすること。

#### 別表第 4

##### 補助金交付申請書に添付すべき書類

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 充電設備購入費及び設置工事に係る見積書、充電設備設置工事申告様式(EXCEL)</li><li>② 充電設備の設置場所見取図等</li><li>③ 設置工事内容が確認できる図面</li><li>④ 工事着工前の要部写真（別記第 19 号様式）</li><li>⑤ 鹿児島県税について未納がないことの証明書</li><li>⑥ 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3 か月以内の発行のもの、原本）</li><li>⑦ 個人にあつては本人確認書類（免許証の写し、健康保険証の写し又は住民票等）</li><li>⑧ 法人格を有しないマンション管理組合にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証の写し、健康保険証の写し又は住民票等）</li><li>⑨ 認可地縁団体にあつては、地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳の写し</li><li>⑩ 充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記⑥の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可）</li><li>⑪ 充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類</li><li>⑫ 集合住宅への充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所が集合住宅であることを証する書類</li><li>⑬ 集合住宅への充電設備設置事業の分譲済マンションの申請にあつては、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類</li><li>⑭ 第 6 条第 4 号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあつては、保有義務期間以上使用することを前提とした契約とすることへの同意書</li><li>⑮ 国や地方自治体等の補助を併用する申請にあつては、当該補助事業の交付申請書又は交付決定通知書の写し</li><li>⑯ その他必要に応じて協会が定めるもの</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 別表第 5

### 実績報告書に添付すべき書類

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑（発注書、請求書及び領収書）の写し</li><li>② 充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）</li><li>③ 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写し</li><li>④ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し</li><li>⑤ 充電設備設置の完了を確認できる書類</li><li>⑥ 充電設備設置中及び完了後の要部写真（別記第 2 0 号様式）</li><li>⑦ 充電設備設置の完了を確認できる図面</li><li>⑧ 充電設備等設置工事完了報告書（別記第 2 1 号様式）</li><li>⑨ 充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）</li><li>⑩ 充電設備設置工事の完了を証する書類</li><li>⑪ 充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（別記第 2 2 号様式）</li><li>⑫ 国補助を併用する場合にあっては、国補助の補助金額確定通知書の写し</li><li>⑬ その他必要に応じて協会が定めるもの</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 別表第6

承認を受けて行われる処分のうち、処分による収入の納付を求めないもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあつては、譲受人が保有義務期間中に新たな取得財産等の処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係る協会の承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

- 1 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
- 2 補助事業者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であつて、処分後も引き続き当該充電設備が補助目的の達成を図るために利用されるものとして協会が認めるもの。
- 3 その他協会が充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金交付申請書

電気自動車等の充電インフラ整備事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付く  
ださるよう、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第~~6~~7条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他別に定める書類

3 他の補助金等の交付申請の状況

他の補助金申請（ 有 ・ 無 ） 【いずれかに○印】

有の場合、補助金等の名称及び事業実施主体を記入

別記第2号様式（第7条、第12条、第21条関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
事業（変更）計画（実績）書

※ 事業変更計画書及び事業実績書においては、特に定めているものを除き、変更箇所  
下線を付すこと。

1 申請者について

(1) 申請者の氏名等

住所

氏名

Tel

Mail

(2) リース契約により事業を実施する場合、使用者（契約者）の氏名等

住所

氏名

(3) 事務手続きの一部を第三者（手続代行者）に依頼する場合、その氏名等

住所

氏名

Tel

Mail

2 事業の実施箇所等について

(1) 実施箇所の名称等

所在地

名 称

区 分 商業施設又は宿泊施設等 ・ 集合住宅 ・ 事務所・工場等

(2) 実施箇所である土地の所有者の氏名等

住所

氏名

申請者の土地使用権限 所有 ・ 貸借 ・ その他（ ）

事業費、補助金額等について

(1) 充電設備の購入費

(単位：基、円)

| 種類 | メーカー名 | 型式 | 補助金交付<br>(上限) 額 | 設置<br>基数 | 購入費<br>(税抜き) | 補助金額 |
|----|-------|----|-----------------|----------|--------------|------|
|    |       |    |                 |          |              |      |
| 計  |       |    |                 |          |              |      |

注1 種類には次の略称を記入すること。

急速：急速充電設備 普通：普通充電設備 コン：充電用コンセント

スタ：充電用コンセントスタンド V：V2H充電設備

2 事業変更計画書及び事業実績書においては、上段に変更後又は実績、下段に交付申請時又は変更申請時かっこ書きの二段書きで記入すること。

(2) 充電設備の設置工事費（国補助を併用しない場合）

(単位：円)

| 設置工事費<br>(税抜き) | 補助対象経費 | 補助金額 |
|----------------|--------|------|
|                |        |      |

注 事業変更計画書及び事業実績書においては、上段に変更後又は実績、下段に交付申請時又は変更申請時かっこ書きの二段書きで記入すること。

(3) 国、市町村等の補助金の併用予定

(単位：円)

| 補助金交付団体名 | 補助対象経費の区分 | 補助金額 |
|----------|-----------|------|
|          |           |      |

注1 補助対象経費の区分には次の略称を記入すること。

購入費：充電設備の購入費 工事費：充電設備の設置工事費

購入費・工事費：充電設備の購入費及び設置工事費

2 補助金額には交付申請額、交付決定額又は交付確定額のいずれか直近のものを記入すること。

3 事業変更計画書及び事業実績書においては、上段に変更後又は実績、下段に変更前かっこ書きの二段書きで記入すること。

(4) 設置工事完了予定時期

年 月 日 又は 交付決定通知から\_\_\_\_月又は\_\_\_\_日後

(5) 申請者<sup>注</sup>と調達先との関係（該当するものに☑）

ア 充電設備の調達先

- ☐ 資本関係にない
  - ☐ 自社調達
  - ☐ 資本関係にあるメーカー      ☐ 100%同一資本に属するグループ企業
  - ☐ 上記以外の関係会社
  - ☐ 資本関係にある販売会社      ☐ 100%同一資本に属するグループ企業
  - ☐ 上記以外の関係会社

## イ 設置工事の調達先

- ☐ 資本関係にない
- ☐ 自社調達
- ☐ 資本関係にある施工会社    ☐ 100%同一資本に属するグループ企業  
☐ 上記以外の関係会社

注 リース契約により事業を実施する場合は、使用者（契約者）と調達先との関係について記入すること。

#### (6) 設置の種別

新規設置 ・ 追加設置 ・ 入替設置

(7) 追加設置又は入替設置の場合、その内容

既存充電設備 種類 ( ) 基数 ( ) 基 出力 ( ) kW  
保証開始日 年 月 日

既存充電設備が撤去されている場合

撤去日                      年    月    日

撤去した理由（ ）

## 4 充電設備の運用方法

### (1) 料金徴収

- ☐ なし  
☐ あり → 料 金 額 ( )  
                   徴収方法 ( )

(2) 運用日，時間

運用日 ( )

運用時間 ( : ~ : )

(3) その他具体的な運用方法（利用者の申出から充電完了までの手順等）

### 5－1 商業施設又は宿泊施設等について

(1) 施設のカテゴリー<sup>注</sup>（該当するものに☑）

- ☐ ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設等
- ☐ ホテル、旅館等
- ☐ 動物園、水族館等
- ☐ 公園、遊園地等
- ☐ 地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等

注 実施箇所が時間貸し駐車場の場合は、提携している施設の区分を記入すること。

(2) 来客用の駐車区画数 （ ） 区画

(3) 施設が新築又は改築の場合、営業開始予定日 年 月 日

### 5－2 集合住宅について

(1) 集合住宅の住戸数等

分譲・賃貸の別 分譲 ・ 賃貸  
住戸数 （ ） 戸

(2) 駐車場

平置き ・ 自走立体式 ・ 機械式 ・ その他 （ ）  
駐車区画数 （ ） 区画

(3) 新築の分譲マンションの場合、販売開始予定日 年 月 日

(4) 新築の賃貸住宅の場合、入居開始予定日 年 月 日

(5) 賃貸住宅の場合、所有者の住居の場所  
実施箇所の敷地内 ・ 実施箇所の敷地外

### 5－3 事務所・工場等について

(1) 業種等

業種 （ ）  
従業者数 （ ）  
社有車数 （ ） 台 ※ 大型・特殊車両を除く。

(2) 駐車場

駐車区画数 （ ） 区画  
新設の駐車場の場合、利用開始日 年 月 日

- (3) 事務所・工場等の経営者の住居の場所  
実施箇所の敷地内 ・ 実施箇所の敷地外

別記第3号様式（第7条、第12条、第21条関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
（変更）収支予算（精算）書

（収 入）

（単位：円）

| 収入の種類 | 予算額 | 精算額 | 増減額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |

（支 出）

（単位：円）

| 支出の種類 | 予算額 | 精算額 | 増減額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |     |
| 計     |     |     |     |     |

- 注1 国・市町村等から補助金が交付される場合には、その（見込み）額を収入に計上すること。
- 2 変更収支予算書においては、「予算額」の上段に変更後、下段に変更前かっこ書きの二段書きで記入すること。

年 月 日

補助事業者 殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金交付申請書（受理・保留・返却）通知書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で交付申請のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業については、下記のとおりとなったので通知します。

記

（ ）令和 年 月 日付で受理しました。後日審査結果をお知らせします。  
（この通知は交付決定の通知ではありません）

（ ）以下の理由により保留としています。速やかに対応をお願いします。  
令和 年 月 日までに対応いただけなかった場合は、申請書類は返却扱いとなります。受理は予算のある限り先着順で受け付けていますので、ご対応いただいた時期によっては、締め切りとなっていることがありますので、ご承知おきください。  
〈保有理由〉

（ ）以下の理由により、受理せず返却いたします。  
〈返却理由〉

年 月 日

殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業については、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり、交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 充電設備の設置における安全面や法規面の適合性については、補助事業者が十分に確認し、補助事業者の責任の下に設置すること。
- (2) 補助対象経費で20%を超える増減、実施箇所若しくは充電設備の種類の変更又は設置基数の増減が生じたときは、協会の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協会に報告してその承認又は指示を受けること。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに協会に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 補助金により取得した充電設備及び付帯設備等は、充電設備の設置を完了した日から5年を経過する日まで保有しなければならないこと。
- (7) その他鹿児島県電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

3 交付決定番号

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
事前着手承認申請書

交付申請を行っている電気自動車等の充電インフラ整備事業について、補助金の交付の決定を待たずに着手したいので、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、今後、交付決定がなされなかったり交付決定額が交付申請額を下回るなどして、事前着手したことに伴う不利益が生じたことを理由に、意義を申し立てることはありません。

記

1 着手予定日等

|         |   |   |   |         |   |   |   |
|---------|---|---|---|---------|---|---|---|
| 充電設備の発注 | 年 | 月 | 日 | 充電設備の納品 | 年 | 月 | 日 |
| 設置工事の開始 | 年 | 月 | 日 | 設置工事の完了 | 年 | 月 | 日 |

2 交付決定を待たずに着手する理由

年 月 日

殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
事前着手承認通知書

年 月 日付けで申請のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業の事前着手については、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により下記の条件を付して承認します。

記

- 1 交付決定がなされなかったり、交付決定額が交付申請額を下回るなどして、事前着手したことに伴う不利益が生じたことを理由に、異議の申立てをしないこと。
- 2 電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱その他当協会の定めに従って事業を実施すること。

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
変更申請書

年 月 日付けで補助金交付決定通知のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業（交付決定番号： ）を下記のとおり変更したいので、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

（直近の交付決定額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他別に定める書類のうち変更があったもの

年 月 日

殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業（交付  
決定番号； ）の変更については、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱  
第12条の規定により承認します。

年 月 日

殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業（交付決定番号； ）の変更については、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第12条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

別記第 11 号様式（第 18 条関係）

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

補助事業者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
実施状況等報告書

年 月 日付けの（変更）交付決定通知に基づく電気自動車等の充電インフラ整備事業の実施状況等について、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の実施状況等

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

住所  
名称  
代表者の  
職・氏名 ㊟  
※交付申請書と同じ印を用いること。

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
工事遅延・中止報告書

年 月 日付で交付決定の通知を受けた事業（交付決定番号； ）について、  
電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき、事  
業中止・廃止・工事遅延等について事前報告します。

記

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 補助事業の名称                   |                      |
| 交付決定番号                    |                      |
| 中止・廃止・遅延の内容及び<br>原因       |                      |
| 中止・廃止・遅延に対する処<br>理        |                      |
| 中止・廃止・遅延が補助対象<br>事業に及ぼす影響 |                      |
| 交付申請時の<br>工事完了予定年月日       | 令和 年 月 日             |
| 本報告時の<br>工事完了予定年月日        | 令和 年 月 日 中止・廃止の場合は空欄 |

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

補助事業者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
実績報告書

年 月 日付けの（変更）交付決定通知（交付決定番号； ）に基づき電気自動車等の充電インフラ整備事業を実施したので、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第21条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他別に定める書類

年 月 日

殿

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった電気自動車等の充電インフラ整備事業  
（交付決定番号； ）については、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱  
第22条の規定により、下記のとおり交付額を確定しました。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

補助事業者 住所  
氏名  
〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金交付請求書

年 月 日付けの交付確定通知書（交付決定番号； ）に基づく電気自動車等の充電インフラ整備事業について、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第 24 条の規定により下記のとおり請求します。  
記

請求金額 金 円  
【振込口座】

|                |                                                                                         |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名          |                                                                                         | <input type="checkbox"/> 銀行<br><input type="checkbox"/> 農協<br><input type="checkbox"/> 信用組合<br><input type="checkbox"/> 信用金庫 |  |  |  |  |  |  |  |
| 支店名            |                                                                                         | <input type="checkbox"/> 本店<br><input type="checkbox"/> 支店<br><input type="checkbox"/> 出張所                                   |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座の種類          | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座     |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義<br>(カタカナ) |                                                                                         |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座番号 (左詰)      | <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |
|                |                                                                                         |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |

注 1 ゆうちょ銀行の振込用口座番号は通帳の記号・番号とは異なるので留意すること。  
2 通帳の見開き部分（金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号が記載された部分）の写しを添付すること。

年 月 日

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

申請者 住所  
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
財産処分承認申請書

電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金交付要綱第29条及び第30条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 処分しようとする財産
- 3 処分の方法  
交付の目的に反する使用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸付 ・ 廃棄 ・ 担保
- 4 処分しようとする理由

別記第 17 号様式（第 29 条関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

| 区分<br>財産名 | メーカー名 | 充電設備等<br>形式 | 製造番号又は<br>シリアル番号 | 単価（円）<br>（税抜き） | 設置工事<br>完了日<br>（年月日） | 処分制<br>限期間<br>（年） | 実施箇所の所在地<br>及び名称 | 充電設備等<br>本体補助<br>金額（円） | 備考 |
|-----------|-------|-------------|------------------|----------------|----------------------|-------------------|------------------|------------------------|----|
|           |       |             |                  |                |                      |                   |                  |                        |    |
|           |       |             |                  |                |                      |                   |                  |                        |    |
|           |       |             |                  |                |                      |                   |                  |                        |    |
|           |       |             |                  |                |                      |                   |                  |                        |    |
|           |       |             |                  |                |                      |                   |                  |                        |    |

- 注 1 対象となる取得財産等は、充電設備及び付帯設備等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。ただし、充電設備については単価にかかわらず全てを対象とする。
- 2 複数基設置の場合は、1 基毎に全ての項目を記入すること。

別記第18号様式（第33条関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
手続代行者届出書

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会  
理事長 宮廻 甫允 殿

手続代行者 住所 〒

法人等名  
連絡先等 所 属 名  
担当者名  
電話番号  
ファクス  
メー ル

申請対象 実施箇所 所在地  
名 称

私（申請者）は、電気自動車等の充電インフラ整備事業補助金実施要綱第33条の規定により、上記の者に申請の手続き代行を委託します。

届出日 年 月 日

申請者 氏名

別記第 1 9 号様式（別表第 4 関係）

工事着工前の要部写真

作成日                    年        月        日

|          |           |                    |     |    |  |
|----------|-----------|--------------------|-----|----|--|
| 申請<br>者名 |           | 実施箇所<br>名        称 | 報告者 | 会社 |  |
|          |           |                    |     | 所属 |  |
|          | 充電設備等設置工事 | 機   器   名          |     | 氏名 |  |

|      |      |  |
|------|------|--|
| 着工前  | 項目番号 |  |
|      |      |  |
| コメント |      |  |

|      |      |  |
|------|------|--|
| 施工前  | 項目番号 |  |
|      |      |  |
| コメント |      |  |

適宜記載部を追加して下さい。

別記第 2 0 号様式      （別表第 5 関係）

設置中及び完了後の要部写真

作成日                      年              月              日

|          |           |                          |           |             |        |        |
|----------|-----------|--------------------------|-----------|-------------|--------|--------|
| 申請<br>者名 |           | 実施箇所<br>名              称 |           | 報<br>告<br>者 | 会<br>社 |        |
|          |           |                          |           |             | 所<br>属 |        |
|          | 充電設備等設置工事 |                          | 機   器   名 |             |        | 氏<br>名 |

|      |      |  |     |      |  |
|------|------|--|-----|------|--|
| 設置中  | 項目番号 |  | 完了後 | 項目番号 |  |
|      |      |  |     |      |  |
| コメント |      |  |     |      |  |

|      |      |  |     |      |  |
|------|------|--|-----|------|--|
| 設置中  | 項目番号 |  | 完了後 | 項目番号 |  |
|      |      |  |     |      |  |
| コメント |      |  |     |      |  |

適宜記載部を追加して下さい。

別記第 2 1 号様式（別表第 5 関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
充電設備等設置工事完了報告書

年 月 日

(工事施工会社)

|       |    |
|-------|----|
| 住所 〒  |    |
| 業者名称  | 社印 |
| 責任者役職 |    |
| 責任者氏名 | 印  |

下記のとおり、充電設備等設置工事が完了したことを証明します。

記

|                |     |      |
|----------------|-----|------|
| 申請者名           |     |      |
| 実施箇所           | 所在地 |      |
|                | 名 称 |      |
| 設置工事完了日        |     |      |
| 充電設備等設置工事の完了状況 |     |      |
| 着工前            |     | 完了後  |
|                |     |      |
| コメント           |     | コメント |
|                |     |      |

別記第 2 2 号様式（別表第 5 関係）

電気自動車等の充電インフラ整備事業  
補助金貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

〈リース会社〉  
住所  
名称

担当者の所属  
氏名  
電話番号  
ファクス  
メール

次の算定根拠明細書の内容に同意します。

貸与先 住所  
名称

印

実施箇所名称  
充電設備  
メーカー名／形式

|            |    |
|------------|----|
| リース期間（月数）  | か月 |
| 補助金相当額（税抜） | 円  |

|             |   |
|-------------|---|
| リース料金総額（税抜） |   |
| 補助金あり       | 円 |
| 補助金なし       | 円 |

|             |   |
|-------------|---|
| 月額リース料金（税抜） |   |
| 補助金あり       | 円 |
| 補助金なし       | 円 |

以上